平成２４年（フ）第４０号
山口県下関市長府紺屋町２番１―145号　大洋漁業琴浦寮、前住所山口県下関市清末五毛１丁目２番７号
債務者　本村　優太
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
山口県下関市彦島田の首町２丁目30番22号
債務者　野村千恵子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
栃木県宇都宮市平出町3786番地13　カーサチハヤＡ202
債務者　入江　良治
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６１号
栃木県日光市大桑町94番地
債務者　大島　勝憲
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０９号
栃木県那須郡那珂川町小口1500番地２
債務者　岸　　浩子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４３号
栃木県下野市川中子1122番地、前住所栃木県下野市小金井五丁目８番地12
債務者　關　　常夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５２号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1899番地２Ｂ棟
債務者　髙沼　律子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１７４号
大阪府豊中市上野西２丁目８番62号
債務者　藤木　彰浩
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５３号
神奈川県藤沢市打戻1789番地　古里住宅３―103
債務者　坂本敬一郎
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８７号
横浜市南区中村町３丁目198番地１　末広荘315号
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３号
岡山市北区御津宇甘1099番地
債務者　松田　明良
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９号
岡山市北区建部町大田4560番地
債務者　田淵　幸江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０１号
岡山市北区津島東２丁目３番４号　ルネ津島201号
債務者　髙谷　文子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０号
静岡県湖西市鷲津838番地の12
債務者　三留セイゾウこと　ミトメ　ブルーノセイゾウ
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
静岡県湖西市鷲津838番地の12
債務者　三留ヌビアこと　ミトメ　ヌビア　マルチンス
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係